

平成30年第3回教育委員会定例会

平成30年第3回教育委員会が平成30年3月23日午後3時30分に招集された。

出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成30年3月23日(金) 午後3時30分から |
| 2 場 所 | 生涯学習センター 講座室1 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
植松 紀子 (委員)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
粕谷 勝 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
伊藤 高博 (図書館長)
星 治利 (郷土博物館長)
福泉 宏介 (統括指導主事)
西山 智 (指導主事)
原川 健一郎 (指導主事)
井上 真登 (指導主事) |
| 6 書 記 | 小林 真吾 (教育総務課庶務係長)
大津 雄平 |

平成 30 年第 3 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 30 年 3 月 23 日
午後 3 時 30 分

- | | | |
|--------|------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名(粕谷委員) | |
| 日程第 2 | 教育長報告 | |
| 日程第 3 | 教育委員報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 学校徴収金事務処理規程の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 清瀬市学校支援本部事業実施要綱の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 平成 30 年度清瀬市公立中学校特別支援学級使用教科用図書(一般図書)採択の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の制定について |
| 日程第 10 | 報告事項 1 | 平成 29 年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について |
| 日程第 11 | 報告事項 2 | 平成 30 年度清瀬市立小中学校教育課程について |
| 日程第 12 | 報告事項 3 | 執行状況報告について |
| 日程第 13 | その他 | 今後の日程について |

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が粕谷委員を指名。

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

- 危機管理について
- 卒業式について

3月20日 第三中学校
3月22日 第七小学校
3月23日 芝山小学校

日程第3 教育委員報告

(植松委員)

- 3月20日 清瀬中学校卒業式
- 3月23日 第三小学校卒業式

(兵頭委員)

- 3月20日 第二中学校卒業式
- 3月23日 清瀬小学校卒業式

(粕谷委員)

- 3月20日 第五中学校卒業式
- 3月23日 清明小学校卒業式

(宮川教育長職務代理者)

- 3月20日 第四中学校卒業式
- 3月23日 第三小学校卒業式

日程第4 議案第3号 瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(粕谷教育総務課長)

平成 30 年 4 月 1 日より、教育部指導課に教育相談係が設置されることにより、その所掌事務を規定する必要があるため、本規則を改正するものでございます。また、その他、一部所掌事務の整理が必要なものにつきまして、併せて改正をするものでございます。改正箇所は、4 点ございます。

1 点目、第 2 条で教育委員会事務局内、教育部指導課にこの度新たに設置される教育相談係を追加しております。

2 点目、各課、係の事務分掌について規定している別表第 3 表について、学務係の所掌事務のうち、「通学区域に関すること」を「通学区域及び通学路の安全に関すること」と改正いたします。この改正理由につきましては、現在、通学区域の指定については学務係で行っておりますが、通学路の安全対策につきましては、防犯カメラの設置等は学務係が所掌し、通学路の安全確保などを推進するスクールガードリーダーや、地域の見守り活動については庶務係がそれぞれ分担して行っております。しかし、昨年 7 月の定例会でご承認をいただいた、「清瀬市通学路安全対策推進協議会」の運営並びに、今後の通学路の総合的な安全対策を着実に推進していくために担当をまとめた方が良いとの考えから、所管を学務係に集約するものでございます。

3 点目、新設される教育相談係の所掌事務の規定を別表第 3 表に追加するものでございます。主な内容としましては、教育相談、いじめ・不登校対策、適応指導教室等を所掌いたします。現状教育相談センターとして機能していた組織を、指導課内の一つの係として明確に位置づけるものでございます。

4 点目、現在、指導事務係が所掌している別表第 3 にある「教育相談に関すること」を教育相談係に移管したため削除いたしました。また、平成 30 年度より通級指導学級がなくなり、小学校は全校特別支援教室が設置されることから、現行の「通級指導学級に関すること」を改正案では「特別支援教室に関すること」と名称を変更いたしました。

(兵頭委員)

今までもそれぞれの学校に通級指導学級とは別に、さくらルームやカタクリルームのような学習を補う教室があったが、そのような教室の名称の変更はあるのか。そのあたりの記載はないが。

(長井教育部参事)

今回の規則の改正のうち、現行の「通級指導学級に関すること」を「特別支援教室に関すること」と名称変更する部分については、特別支援教室が全小学校に設置されることに伴うものでございます。各学校にある学習を補う教室については名称の変更はありませんので、この規則に記載はございません。

(粕谷教育総務課長)

本規則は、あくまでも各課、各係において所管する主な所掌事務を規定するものですので、そこまでの規定は盛り込んでおりません。

(坂田教育長)

改正案では、特別支援教育に関すること、特別支援学級に関すること、特別支援教室教に関することが指導事務係に残るとのことだが、教育相談係に統合していく方がより機能的ではないかと思うが。

(長井教育部参事)

今後そのような統合を図っていき、ゆくゆくは教育支援課のような組織ができれば明確な区切りができると考えます。

(全員異議なしで可決)

日程第 5 議案第 4 号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 について

(長井教育部参事)

平成 30 年 4 月 1 日より、東部地区の共同事務室が設置されることに伴い、既に設置されている西部地区の共同事務室と共に関係規定の整備が必要なため、この議案を提出するものです。

改正の背景ですが、平成 29 年 4 月 1 日に学校教育法が改正され、学校事務職員の規定について、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と改正されました。このことは、学校事務職員が主体的に校務運営に参画することが求められているため、改正されたものです。また、これに合わせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正され、学校事務を共同して処理する共同事務室の設置について、教育委員会規則の定めるところにより設置することができる旨が規定され、共同事務について法律で明文化されました。

本市でも、平成 27 年度から事務の共同実施を開始し、小中学校合わせて今年度までに市内 7 校で実施をしています。また、来年度からは清瀬第三中学校に共同事務室を新たに設置し、第八小学校、清明小学校、第三中学校、第五中学校も事務の共同実施を開始いたします。このように、来年度からは共同事務室が 2 つ市内に設置されることとなりますので、2 つの共同事務室が同等の事務処理を遂行するためには、別途、事務処理要綱を定める必要があると考えます。この事務処理要綱を定めるにあたっては、その前に清瀬市立学校の管理運営に関する規則に共同事務室を設置する旨を規定することが必要であるため、当該規則の一部を改正するものです。

改正の概要ですが、清瀬市立学校の管理運営に関する規則第 17 条の後に第 17 条の 2 を加え、「教育長は、小中学校の事務の一部を共同して実施するため、小中学校に共同事務室を置くことができる」旨を規定します。

(宮川教育長職務代理者)

共同事務室を教育長が置くことができるという規定になっているが、教育長が置くことができると別に明記されているのか。

(粕谷教育総務課長)

清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則第 2 条において、除外事項に記載されていないので、教育長に権限委任されております。

(兵頭委員)

東部地区の 4 校だけが平成 30 年度より共同実施となるが、いずれ 7 校体制となるのか。

(長井教育部参事)

31 年度より 7 校体制となります。

(坂田教育長)

西部地区の成果はどうか。

(長井教育部参事)

成果として、業務改善につながっていかねばなりません。中心部分にはまだ達していません。しかし、共同事務室が調査を請け負うことによって、副校長の負担が減っているなどの成果はございます。

(全員異議なしで可決)

日程第 6 案第 5 号 学校徴収金事務処理規程の制定について

(粕谷教育総務課長)

学校徴収金につきましては、現行の学校徴収金事務処理要領が制定から 10 年以上経つことや、4 年前に発生した会計事故の再発防止のために新たな取り扱いマニュアルを策定するため、昨年 6 月の定例会においてマニュアル策定委員会設置要綱のご承認をいただき、その後策定作業を進めてまいりました。

新たに策定したマニュアルは平成 30 年 4 月から 1 年間の試行期間を経たのち、平

成 31 年度から本運用を始める予定となっております。本日議案として上程させていただいている学校徴収金事務処理規程につきましては、そのマニュアルを運用するための根拠となるものでございます。

第 1 条は、本規程の目的について規定しております。

第 2 条は校長が学校徴収金について年度当初に基本計画を策定することと規定しております。

第 3 条は、学校徴収金の事務処理は、マニュアルに基づき行うことを規定しております。

第 6 条から第 8 条は校長、副校長、会計担当者の職務についての規定でございます。

第 9 条は現金、預金の管理について規定し、学校における現金管理は必要最少とすることなどを規定しております。

第 11 条については学校が行う契約及び検収について規定しております。

なお、施行期日は平成 31 年 4 月 1 日としております。これは、先ほど申しあげたマニュアルの試行運用にあたり、あらかじめ例示しておくこと平成 31 年 4 月に支障なく移行できるようにするためでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日、学校徴収金事務処理規程のご承認をいただけましたら、マニュアルを今月中に策定し、全校にお示いたします。

(坂田教育長)

このマニュアルについて、学校の働き方改革の視点が入っているか。

(粕谷教育総務課長)

全校統一的に対応を図れることで、同じ共通項目に課題を持ち、それを同時に改善することなどで業務の改善が図れると考えられます。

(坂田教育長)

現在、担任が現金で集めて、保管するようなことはあるか。

(粕谷教育総務課長)

担任が集めることはありますが、一時的に金庫に保管し、すぐに金融機関に預けるという対応をとっています。今後は、家庭の事情を鑑み、猶予期間を設けて、口座振替や学校指定の口座振り込みを検討しております。

(宮川教育長職務代理者)

第 9 条第 1 項第 1 号において、原則という言葉を残したのはなぜか。

(粕谷教育総務課長)

一気に口座振替は難しいため、原則としてという言葉を残しております。しかし、職務代理者ご指摘の通り、この取り扱いについては、いずれは改正をして厳格な取り扱いにするべきではないかと考えております。

(全員異議なしで可決)

日程第7 議案第6号 清瀬市学校支援本部事業実施要綱の制定について

(粕谷教育総務課長)

学校支援本部につきましては2年前に第三小学校で立ち上がり、今年度は清瀬小学校、第二中学校、第五中学校でも立ち上がりました。また、来年度は第七小学校でも立ち上げの準備が進んでいる状況です。第2次清瀬市教育総合計画マスタープランにおいても方向性16、「地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進」という項目の中で平成32年度までに8校を立ち上げるという計画となっております。今後、学校支援本部の立ち上げや活動内容などについて、目的や運用を明確にするため、要綱を定めるものでございます。

第1条が目的でございます。学校支援本部は地域で学校を支援する仕組み作りを促進し、児童及び生徒の学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習に資するとともに、活動を通じて地域のつながりを強化し、地域の教育力の向上を図ることを目的としております。

第2条は支援本部の具体的な役割と体制でございます。第1項は、支援本部は地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制の構築を図り、支援本部事業の計画、実施及び広報活動等を行うものでございます。第3項は、支援本部の構成を明記しており、本部長、副本部長、地域コーディネーター、学校教職員代表者及び学校支援ボランティアで構成するものでございます。

第5条は地域コーディネーターについてでございます。委嘱については第2項に定めており、支援本部事業の連携及び調整を担う者として学校長が推薦した方の中から教育長が委嘱を行います。また、その任期は第3項で委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げないとしております。

第6条は統括コーディネーターの規程でございます。第1項で、統括コーディネーターは、コーディネーターのうち、学校の教育活動を熟知し、地域住民と連携を図れる者を統括コーディネーターとして教育長が委嘱するものでございます。なお、この統括コーディネーターは学校単位ではなく、各校の支援本部を統括するという位置づけでございます。

第7条は支援本部事業についてでございます。基本的には(1)から(7)に掲げた事

業について、各校の実情に合わせた活動を対象としております。また、これ以外にも(8)では必要な活動の実施も可能としております。

第8条は支援本部事業の推進に関する協議及び評価を行うための運営委員会を置くというものでございます。これに関する必要な事項は改めて定める予定でございます。

最後に施行期日でございますが平成30年4月1日からとしております。

(粕谷委員)

コーディネーターはどのような人になっているのか。

(教育総務課長)

主にPTAや保護者の代表者がコーディネーターを担っております。

(全員異議なしで可決)

日程第8 議案第7号 平成30年度清瀬市公立中学校特別支援学級使用教科用図書(一般図書)採択の変更について

(福泉統括指導主事)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、平成29年第9回清瀬市教育委員会定例会で採択した教科書の一部が供給不能であるため、改めて別の教科書(一般図書)を採択する必要があるため、本案を提出いたします。

本来であれば、当調査委員長である、第七小学校富永校長より報告させるところでございますが、部分採択であるため、事務局から報告させていただきます。

(全員異議なしで可決)

日程第9 議案第8号 清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の制定について

(福泉統括指導主事)

平成31年度使用中学校教科用図書の採択に向けて、改めて清瀬市立中学校教科用図書採択要綱を定める必要があるためこの案を提出するものです。

要綱の内容につきましては、基本的には昨年度策定しました清瀬市立小学校教科用図書採択要綱を踏襲しております。

(全員異議なしで可決)

日程第 10 報告事項 1 平成29年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について
(粕谷教育総務課長)

就学援助事業について、この 4 月入学される小中新1年生への新入学学用品費の先行支給については概ね予定された人数の方に支給することができましたが、より多くの方に周知を図るべく、今後も引き続き様々な機会に広報を行ってまいりたいと考えております。

(長井教育部参事)

命の教育の充実について、命の教育フォーラムにおきまして、9 人の中学生による命の本のビブリオバトルと小学生の取組の実践発表を実施いたしました。参加者からは、改めて命について考えるきっかけになったという感想を多数いただきました。

「自立と責任ある学校づくり」の支援については、平成 30 年度から学級経営補助員の配置について学校ごとに時間数の配当を行って、校長への権限移譲を進めることができると感じております。

(原口生涯学習スポーツ課長)

各公共施設の指定管理についてですが、指定管理の区分をコミュニティ施設とスポーツ施設に分け、それぞれ施設の運営に特化した事業所を選定いたしました。スポーツ施設は、HONDA ESTILO (ホンダ エステーロ) 株式会社、コミュニティ施設については、一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団に決定いたしました。4 月 1 日から指定管理期間が開始となります。

(伊藤図書館長)

子供向け事業の拡充ですが、今年度初めて子供向け DVD 上映会を開催いたしました。9 月 23 日に第 1 回目を、3 月 11 日に第 2 回目の上映会を開催いたしました。第 2 回目の上映会は、子供が 13 名、保護者が 12 名参加いたしました。来年度は回数を増やして実施したいと考えております。

(星郷土博物館長)

小学校 3 年生を対象とした宿泊体験学習では、参加者の学習意欲が非常に高く、内容も充実したものとなりました、今後も継続して進めてまいりたいと思います。

最先端映像技術展示は小学校低学年及び未就学児が多く来館し、大変好評な企画展となりました。

日程第 11 報告事項 2 平成 30 年度清瀬市立小中学校教育課程について
(福泉統括指導主事)

教育課程については、これまでが非常に網羅的で見にくい、どこの学校のものなのかわからないという課題がございました。これを受けまして、平成 30 年度から、学校の経営計画を踏まえた平成 30 年度の取組み内容に焦点化を図って編成するよう学校へ依頼をいたしました。

具体的な変更点としましては、第 1 表の教育目標のところでは学校の教育目標と育成を目指す資質・能力ということで、こういう資質・能力を持った子供を育てたいということをも明記していただいています。また、そのことを達成するための、基本方針とそのための特徴ある教育活動として、各学校でどんなことを焦点化して活動を行っていくか、明記をいただいております。

また、第 3 表において特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導につきましては、新学習指導要領において特別な支援を必要とする児童・生徒、外国語を母語とする児童・生徒、また不登校の児童・生徒に関して、こういった子供たちに対しての働き掛けが求められているため、新たに記載を依頼しております。それを踏まえて、学校全体でどのように取り組んでいくかを小中学校全てで明記し、小学校においてはその中で、特別支援教室における指導ということで項目を設け、特別支援教室での取組み内容について明記するようになっております。

教育課程については、現在受け付け中であり、来年度の教育課程のスタートに向けて準備中でございます。

(坂田教育長)

教育課程の受理については、教育長に権限委任されているため、報告案件となっているが、教育委員会でしっかりと議論する必要があるため、次年度以降については、教育課程について議論していく臨時会を設けたいと考えている。

日程第 12 報告事項 3 執行状況報告について

(資料配布のみ)

日程第 13 その他 今後の日程について

(粕谷教育総務課長)

- 4月6日(金)小学校入学式
- 4月7日(土)清瀬第四中学校入学式
- 4月9日(月)中学校入学式(四中を除く中学校全校)
- 4月20日(金)教育委員会定例会(市役所第2委員会室)9時30分から
教育施策連絡協議会(中野サンプラザ)14時から16時30分

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 5 時 15 分

平成 30 年 3 月 23 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 粕谷 衛